

高速船に用いる難燃性材料に関する事項

改正要領

高速船規則検査要領

改正事項

高速船に用いる難燃性材料に関する事項

改正理由

高速船の安全に関する国際規則（HSC コード）第 7 章第 7.4.1.3 規則においては、船体、船楼、隔壁、甲板及び梁柱は適当な構造性能を有する承認された不燃性材料で構成されることを原則としており、一部火災試験方法コード（FTP コード）に適合する難燃性材料の使用も認められている。

高速船で使用される難燃性材料については決議 MSC.40(64)に試験基準が定められているが、床面に使用される難燃性材料に対する試験基準が規定されていないことから、IMO において検討が行われ、2013 年 6 月に開催された第 92 回海上安全委員会（MSC92）において、当該床面の防熱構造に関する統一解釈が承認され、MSC.1/Circ.1457 として回章されている。また、同サーキュラーにおいては、HSC コード第 7 章第 7.4.1.3 規則の対象となる区画に関する統一解釈も併せて規定されている。

今般、MSC.1/Circ.1457 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) HSC コード第 7 章 7.4.1.3 規則の対象となる区画を規定した。
- (2) 床面に難燃性材料を使用する場合の防熱構造を規定した。